

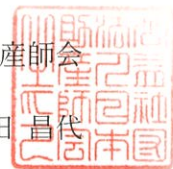
日助発 118 号

2025 年 9 月 26 日

内閣府大臣政務官 友納 理緒 殿

公益社団法人日本助産師会

会 長 高田 昌代



産後ケア事業に関する要望書

我が国においては、少子化対策・子育て支援策の一環として産後ケア事業が推進され、母子の心身の安定に大きく寄与してまいりました。助産所は、その約 30%を担う主要な実施拠点として、母子に寄り添い、きめ細やかな支援を行っております。

しかしながら、産後ケア事業をさらに安定的かつ公平に推進する上で、下記の課題が明らかになっております。ここに、全国的な体制整備と制度運用の統一化を求め、要望を申し上げます。

要 望 事 項

1. 産後ケア事業における事業実施助産所の協力医療機関について

産後ケア事業を実施する助産所においては、緊急時の安全確保の観点から協力医療機関の設置が不可欠であります。つきましては、委託元である行政が責任をもって協力医療機関を設置するよう、市町村への指導を図られたい。

2. 里帰り出産に伴う産後ケア事業の利用について

里帰り出産を選択した母子が、居住地以外の里帰り先においても産後ケア事業を利用できるよう、全国的な制度運用の統一化が必要と考えます。つきましては、里帰り先でも円滑に産後ケア事業を利用できるよう、市町村への指導を図られたい。

1. 産後ケア事業における協力医療機関の設置について

2024年に改定された「産後ケア事業ガイドライン」では、事業施設（助産所）において協力医療機関ならびに医師を定めることが求められています。緊急時の安全確保の観点からも協力医療機関の設置は不可欠であることを、本会も認識しております。

しかし本会の調査によれば、協力医療機関が定まっていない事業所は半数以上を占めており、その背景には医療機関から協力を断られる実情もございます。また、すでに協力医療機関を定めている事業所の7割以上が、助産師や助産師会の個々の努力や工夫により自力で探し出した結果であることが明らかになっています。

つきましては、産後ケア事業の安定的な推進のために、委託元である行政が責任をもって協力医療機関を設置する体制を構築し、市町村への指導を徹底されることを強く要望いたします。

2. 里帰り出産における産後ケア事業利用の推進について

里帰り出産を選択した母子に関して、現居住地以外の里帰り先では、必ずしも産後ケア事業を利用できない現状があります。

本会の調査においても、同一都道府県内の里帰り先での利用は可能になりつつある一方、都道府県をまたぐと利用が困難である実態が明らかになりました。もっとも、一部市町村では利用を認めている事例も存在しており、制度設計や運用によって実現可能であることが示されています。

産後の母子は心身ともに支援を必要とする時期であり、子育て支援の公平性の観点からも、地域ごとの運用差によって利用が制限されることは望ましくありません。

つきましては、全国的に制度運用の統一化を図り、里帰り先においても円滑に産後ケア事業を利用できるよう、市町村への明確な指導と自治体の積極的な努力をお願い申し上げます。

助産師は、母子の安全と安心を支える専門職として、産後ケア事業を誠実に担ってまいります。本要望が、母子の幸福と安心につながり、わが国の子育て支援の更なる充実に寄与することを心より願っております。

以上